

新型コロナウイルスワクチン接種

◆12歳以上で初回接種(1・2回目)が未完了の方

初回接種(1・2回目)を行う市内医療機関の予約枠は残りわずかです。東京都大規模接種会場などの利用もご検討ください。

◆小児追加接種(3回目)を終えた方

オミクロン株対応ワクチンは、12歳以上の方を対象に、前回接種から3か月経過後に接種が可能です。3回目の小児接種から3か月経過後であれば、12歳の誕生日の前日からオミクロン株対応ワクチンの接種が可能となります。

◆乳幼児接種を希望する方

初回接種は3回セット(最短11週で完了)です。無料接種期間は3月31日までです。期間内に3回接種できなくても、一定の効果は期待されますので、可能な範囲での接種をご検討ください。なお、4月1日以降については、国の方針が決まり次第、お知らせします。

◆接種券が届かない方

前回の接種日から3か月(5~11歳は5か月)経過しても接種券が届かない場合は、接種記録システム(VRS)に正しく登録されていない可能性があります。下記コールセンターまでお問い合わせください。
※オミクロン株対応ワクチンを接種済の方は、接種完了のため、接種券は届きません。

◆コールセンター及び相談窓口(本所)業務の一時休止

施設の設備点検のため、コールセンター及び相談窓口本所(コミュニティプラザひまわり内)の業務を下記の日時で休止します。

☎1月30日(月)午後2時30分~6時

※相談窓口支所(清瀬市役所内)は通常どおり開設しています。窓口での接種予約は上記時間、本庁舎1階市民交流スペースにて受け付けます。

◆ワクチンの接種状況(1月4日現在)

区分	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目
65歳以上	93.1%	92.8%	89.7%	82.2%	61.8%
小計(12歳以上)	89.2%	88.8%	74.8%	50.2%	24.6%
5~11歳	26.7%	25.7%	8.7%	—	—

☎清瀬市新型コロナウイルスワクチン接種専用コールセンター ☎042-497-1507(土・日曜日、祝日、1月30日(月)午後2時30分~6時を除く午前9時~午後6時)

最新情報は
市ホームページで
確認できます



1世帯5万円 申請は1月31日(火)まで

電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金

対①②のいずれかにあてはまる世帯

【申請期限】1月31日(火)

①非課税世帯

令和4年9月30日(基準日)に清瀬市に住民登録がある住民税非課税世帯等に「確認書」を発送しています。まだ、お手元に「確認書」をお持ちの方は、必要事項を記入し、同封の返信用封筒(切手不要)で必ず返送してください。期限内に申請がない方は給付金を受け取ることができません。

②家計急変世帯

令和4年1月~12月に、予期せず家計が急変し、年間の総所得が非課税世帯と同等にあると認められる世帯からの申請を受け付けています。詳しくは、市ホームページを確認するか、下記コールセンターまでお問い合わせください。

☎清瀬市コールセンター ☎0120-910-487(土・日曜日、祝日を除く午前8時30分~午後5時)



詳しくはこちら

まき材・シイタケ栽培用ホダ木について

市は、貴重な財産である雑木林を後世に残すため、雑木林の公有地化を進めています。公有地化には多くの費用が必要なことから、清瀬市緑地保全基金の充実を図るための施策を実施しています。このまき材などの配布もそのひとつです。

清瀬市緑地保全基金へ寄付いただいた方には、市内雑木林の萌芽更新によって伐採した樹木を、まき材(長さ35㍍)やシイタケ栽培用ホダ木(長さ1㍍)に適した寸法に切断したうえでお渡しします。

☎2月7日(火)・8日(水)・14日(火)・15日(水)・21日(火)・22日(水)・28日(火)・3月1日(水)午前10時~正午(配布物がなくなり次第終了)

☎伊藤記念公園 台田の杜(中里六丁目)

☎水と緑と公園 課緑と公園 係 ☎042-497-2098

※配布日のみ、台田の杜広場を駐車場として開放します。



申請は2月28日(火)(消印有効)まで

家計急変 世帯向け

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化するなかで、食費等の物価高騰などに直面する下記の世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。☎子育て支援課助成係 ☎042-497-2088

給付金の対象者	申請の有無
令和4年3月31日時点で18歳未満の児童(障害児は20歳未満)の養育者で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度分の住民税均等割が非課税である方と同様の事情があると認められる方 ※令和5年2月末までに生まれる新生児の養育者も対象。 ※すでに令和4年度の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を受給した方は対象外。	必要

【次のような方への給付実績があります】

- ・令和4年度の課税額が均等割(5,000円)のみの方で、1か月の収入の12倍(12か月分)が下記の収入基準額に合致
- ・転職時に1か月の収入が低く、令和4年末の収入合計が非課税相当となる見込み(申請時までの収入が限度額を超える方は対象外)
- ・令和4年1月以降の事業収入が悪化し、令和4年末の収入合計が非課税相当となる見込み

【収入基準額】

申請者及び配偶者等の令和4年1月以降の任意の月の収入(給与収入、事業収入、年金収入)に12を掛けて算出した収入額が、いずれも下表の非課税相当収入限度額を下回る場合に対象となります。

世帯の人数	非課税相当収入限度額
2人(例)夫婦、子1人	1,560,000円
3人(例)夫婦、子1人	2,057,000円
4人(例)夫婦、子2人	2,557,000円
5人(例)夫婦、子3人	3,057,000円

※世帯人数は、申請者本人、同一生計配偶者(収入金額103万円以下)、扶養親族(16歳未満の者も含む)の合計人数。

【支給額】児童1人あたり一律5万円(すでに受給した児童分は対象外)

【支給予定日】申請の翌月末

【申請方法】申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて直接窓口または郵送で子育て支援課助成係へ

【必要書類】申請書のほか、簡易な収入見込み額の申立書、収入額がわかるもの、本人確認書類、受取口座を確認できる書類など。詳しくはお問い合わせいただくか、市ホームページを確認してください

※申請書、申立書などは市ホームページからダウンロードできます。

【申請期間及び受付時間】2月28日(消印有効)までの土・日曜日、祝日を除く午前8時30分~午後5時



詳しくはこちら



詳しくはこちら

「歓喜の歌ふたたび」 清瀬フロイデハルモニー第2回演奏会開催

市制施行50周年の年に記念演奏会として企画されながら、コロナ禍の影響で2年延期となっていた清瀬フロイデハルモニー第2回演奏会が、令和4年10月23日、晴れて開催されました。演奏会場の所沢市民文化センターミュージックホール(大ホール)には、当日、千人近い来場者がありました。

水村怜央氏の指揮の下、清瀬管弦楽団、清瀬第九合唱団、合唱講座「初めての第九」修了生からなる清瀬フロイデハルモニーが、ヘンデル作曲「ハレルヤ」、ブラームス作曲「大学祝典序曲」、ベートーヴェン作曲「交響曲第9番「合唱付き」(「第九」)の3曲を演奏しました。

「大学祝典序曲」は、清瀬が市となってから半世紀の間に市内に3つの大学を迎えたことを寿ぐ選曲です。「第九」では、鷲尾麻衣、城守香、下村将太、鹿野由之の各氏がソリストを務めました。

コロナ禍による練習中断期間もありながら、慎重に準備を重ね、満を持しての演奏に、会場からは熱い拍手が送られました。

☎生涯学習スポーツ課生涯学習係 ☎042-497-1815

